

令和8年流山市議会第1回定例会議案

2月19日招集
流山市

目 次

- 1 令和 8 年度流山市一般会計予算
- 2 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度流山市一般会計補正予算（第 5 号））
- 3 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度流山市一般会計補正予算（第 6 号））
- 4 令和 7 年度流山市一般会計補正予算（第 7 号）
- 5 流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 令和 8 年度流山市介護保険特別会計予算
- 8 令和 7 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 9 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 1 流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 2 令和 8 年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 1 3 令和 7 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 4 令和 8 年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 1 5 令和 7 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 6 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 7 流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 8 令和 8 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 1 9 令和 7 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 0 令和 8 年度流山市水道事業会計予算
- 2 1 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度流山市水道事業会計補正予算（第 2 号））
- 2 2 令和 7 年度流山市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 2 3 令和 8 年度流山市下水道事業会計予算
- 2 4 令和 7 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

- 2 5 流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について
- 2 6 流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 7 流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 8 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 9 東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の
変更について

- 1 専決処分の報告について
- 2 専決処分の報告について
- 3 専決処分の報告について
- 4 専決処分の報告について
- 5 専決処分の報告について
- 6 専決処分の報告について
- 7 専決処分の報告について
- 8 専決処分の報告について

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国の物価高騰に係る交付金及び補助金を活用して実施する子ども1人につき2万円を支給するための経費、市民におこめ券を配布するための経費、水道の基本料金を免除するための経費並びに学校給食の食材購入に関する経費について、特に緊急を要したため、令和8年1月9日付けで令和7年度流山市一般会計補正予算（第5号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和7年度流山市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月9日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 令和8年2月8日に実施される衆議院議員総選挙に係る経費について、特に緊急を要したため、同年1月19日付けで令和7年度流山市一般会計補正予算（第6号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和7年度流山市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 5 号

流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
流山市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）による行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の一部改正に合わせ、聴聞及び弁明の機会の付与の手續に係る公示送達を、インターネットによる公表を前提とした方法に見直すためである。

流山市行政手続条例の一部を改正する条例

流山市行政手続条例（平成9年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の機関が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市の機関の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の機関が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市の機関の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市行政手続条例（以下この項において

「新条例」という。) 第15条第3項及び第4項(これらの規定を新条例第22条第3項(新条例第25条後段において準用する場合を含む。)及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 6 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第17の22の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 9 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市下花輪福祉会館の浴室について、市民以外の者の使用を可能とするとともに、その利用料を定めるためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和52年流山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、流山市下花輪福祉会館の浴室（当該浴室で入浴をするために必要な範囲で使用する浴室以外の部分を含む。）については、入浴をする場合に限り、全ての者（法人を除く。）が使用することができる。

別表に備考として次のように加える。

備考 市民以外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が使用する場合の利用料の額は、表中に規定する利用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 10 号

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正を受け、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例及び保険料率の算定に関する基準の特例を設けるためである。

流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成12年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第8条を附則第10条とし、附則第7条を附則第9条とし、附則第6条の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第7条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場

合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに

係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第8条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課

期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）。ただし、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者は除く。

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い流山市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い流山市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 11 号

流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業者が規程を定めておかなければならない乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項のうち、事業対象乳児及び事業対象幼児の区分ごとに利用定員を定めるとしていたものを当該区分によらず利用定員の総数を定めると改めるほか、所要の改正をするためである。

流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和7年流山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「事業対象乳児及び事業対象幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第2号中「に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、国民健康保険料の算定において、これまでの基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を加えて保険料を賦課し、及び徴収するために必要な規定を追加するほか、所要の改正を行うためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第7条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第7条の3中「第3項」を「第4項」に、「第4項」を「第5項」に改め、「（以下「基礎賦課総額」という。）」を削り、同条第1号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「（以下「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「病床転換支援金等並びに介護納付金」を「病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条中「基礎賦課額」を「額」に改める。

第16条の2中「第4項」を「第5項」に、「第5項」を「第6項」に改め、「（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）」を削る。

第16条の9中「後期高齢者支援金等賦課額」を「額」に改める。

第16条の10中「第6項」を「第7項」に改め、「（以下「介護納付金賦課総額」という。）」を削る。

第16条の14中「介護納付金賦課額」を「額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第16条の15 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条第4項、第20条の3第3項及び第6項、第20条の4第4項及び第8項並びに第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

（1）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

（2）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額
(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の17 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の18 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.27

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について1,700円

(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について100円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の19 第16条の16の額は、令第29条の7第5項第10号に定める金額を超えることができない。

第19条第1項中「若しくは第16条の3」を「、第16条の3若しくは第16条の16」に改め、「次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を、「第20条の3第1項(同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、「第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第3項第1号(同条第4項の規定)」を「第20条の3第4項第1号(同条第5項又は第6項の規定)」に、「第20条の4第1項各号(同条第2項又は第3項」を「第20条の4第1項各号(同条第2項、第3項又は第4項」に、「同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を

む。次項において同じ。)に定める額」を「同条第5項各号(同条第6項、第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第20条の5に定める額」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の3の額若しくは第16条の11」を「、第16条の3、第16条の11若しくは第16条の16」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を加え、「第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第3項第1号」を「第20条の3第4項第1号」に、「同条第4項各号に定める額」を「同条第5項各号に定める額若しくは第20条の5に定める額」に改める。

第20条第1項中「第8条の基礎賦課額」を「第8条の額」に改め、同項第1号中「次号及び第3号」の次に「並びに第4項」を加え、同項第2号中「令第29条の7第5項第3号ロ」を「令第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「令第29条の7第5項第3号ハ」を「令第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の16の額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額は、令第29条の7第5項第10号に定める額を超えることができない。)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計

数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乘じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乘じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乘じて得た額

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第16条の4、第16条の12及び第16条の17並びに前条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項」に改める。

第20条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「「第16条の5」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第16条の18」と読み替えるものとする。

第20条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第16条の18」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第

4 項各号」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「令第29条の7第5項第8号」を「令第29条の7第6項第8号」に、「第8条の基礎賦課額」を「第8条の額」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第6項中「第4項の」を「第5項の」に改め、「、「第8条」とあるのは「第16条の11」と」を削り、「令第29条の7第4項第8号」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、「第8条」とあるのは「第16条の3」と」を削り、「令第29条の7第3項第8号」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第20条第1項」を「第20条」に、「保険料を減額する」を「保険料の減額をする」に改め、「第8条の」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第16条の16」と、「令第29条の7第2項第9号」とあるのは「令第29条の7第5項第10号」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第20条の4に次の1項を加える。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「令第29条の7第2項第9号」とあるのは「令第29条の7第5項第10号」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項各号」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の

被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の18の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第4項、第20条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額の減額をするものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 17 号

流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 奨励措置のうち環境配慮型設備設置費助成金を廃止するとともに、奨励措置の適用及び取消しに係る納税に関する要件等を見直すためである。

流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

流山市企業等立地の促進に関する条例（平成18年流山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号から第11号までを削る。

第3条第4号を削る。

第4条第1項第4号を次のように改める。

（4）第1号の事業所で行う事業が、継続性が見込まれるものであること。

第4条第1項に次の1号を加える。

（5）本市の固定資産税及び都市計画税を完納していること。

第4条第2項第2号中「前項第4号」を「前項第5号」に改め、同条第4項を削る。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条中「、第3号及び第4号」を「及び第3号」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第2号を次のように改める。

（2）第3条第1号に規定する奨励措置の交付対象者にあつては、第5条に規定する期間内に、第3条第2号に規定する奨励措置の交付対象者にあつては、第6条に規定する期間内に本市の固定資産税及び都市計画税を滞納したとき。

第12条第3号中「第5条及び」を「第3条第1号に規定する奨励措置の交付対象者にあつては、第5条に規定する期間内に、第3条第2号に規定する奨励措置の交付対象者にあつては、」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5）正当な理由なく第13条第1項の規定による報告を行わなかったとき。

（6）正当な理由なく第13条第2項の規定による市長の求めに応じなかったとき。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第3条第1号及び第2号に規定する奨励措置の交付対象者は、第11条第2号の要件に該当することとなったときは、市長にその旨を

報告しなければならない。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の流山市企業等立地の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る奨励措置について適用し、同日前の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

議案第 21 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国の物価高騰に係る交付金を活用して実施する水道の基本料金を免除するための経費について、特に緊急を要したため、令和8年1月9日付けで令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第2号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月9日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 25 号

流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について
流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市初石駅施設整備基金の設置の目的が達成されることに
伴い、同基金を廃止するためである。

流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例

流山市初石駅施設整備基金条例（平成31年流山市条例第7号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 26 号

流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について
流山市都市公園条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市が管理する都市公園に係る占用料の額を改定するほか、所要の改正を行うためである。

流山市都市公園条例等の一部を改正する条例

(流山市都市公園条例の一部改正)

第1条 流山市都市公園条例(昭和54年流山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「写真又は映画」を「静止画又は動画」に改め、同項第3号中「興業」を「興行」に改める。

第17条第3項中「別表第4に定めるところにより算出した額(土地の占有期間が1月未満のものにあつては、同表に定めるところにより算出した額に100分の10を乗じて得た額を加えた額)(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を「流山市占用料条例(平成13年流山市条例第19号)第3条の規定を準用して算出した額」に改め、同条第4項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第2中「写真の撮影」を「静止画の撮影」に、「写真機」を「撮影機」に、「映画」を「動画」に、「興業」を「興行」に改める。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とする。

(流山市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 流山市都市公園条例の一部を改正する条例(令和6年流山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条に1号を加える改正規定を次のように改める。

第2条中第4号を第7号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 指定都市公園 前号に規定する都市公園のうち、流山市総合運動公園をいう。

(3) 指定管理者 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて市が指定するものをいう。

第2条第4号の次に1号を加える改正規定を次のように改める。

第2条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定公園施設 指定都市公園の公園施設のうち、有料公園施設及び法第5条第1項に基づき許可を受けた公園施設(指定管

理者が行う業務において同項に基づき許可を受けた公園施設を除く。)を除いたものをいう。

第2条の2第1項を改める改正規定を次のように改める。

第2条の2第1項を次のように改める。

市は、有料公園施設及び指定公園施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に有料公園施設及び指定公園施設の管理を行わせるものとする。

別表第5の改正規定を次のように改める。

別表第5中

「

1 屋外施設利用料

野 球 場	1面1時 間以内	流山市総合運動公園				江戸川河川敷緑地			
		小・中・ 高校生		一般		小・中・ 高校生		一般	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
		275 円	550 円	825 円	1,650 円	165 円	330 円	550 円	1,100 円

」

を

「

1 行為に係る利用料

区分		単位		金額
物品の販売又は 頒布、募金その 他これらに類す る行為		1人	1日	111.00円
		1平方メートル	1日	33.00円
業として静 止画の撮影 を行う場合	常 時	撮影機1台	1 月	1,100.00 円
	臨 時	撮影機1台	1 日	110.00円

業として動画の撮影を行う場合	1回2時間以内	1,100.00 円
興行を行う場合	1平方メートル 1日	11.00円
競技会、展示会 その他これらに類する催しのために指定公園施設の全部又は一部を独占して利用する場合	1平方メートル 1日	1.10円

備考

- 1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 利用料の額が月額で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

2 屋外施設利用料

野 球 場	1面1時 間以内	流山市総合運動公園				江戸川河川敷緑地			
		小・中・ 高校生		一般		小・中・ 高校生		一般	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
		275 円	550 円	825 円	1,650 円	165 円	330 円	550 円	1,100 円

に、「2 屋内施設利用料」を「3 屋内施設利用料」に、「1 屋外施設利用料」を「2 屋外施設利用料」に、「3 附属設備利用料」を「4 附属設備利用料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規

定は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後の流山市都市公園条例の規定は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 施行日前に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている者であって、施行日以後も引き続き当該占用の許可により占有を行うものの当該許可の内容のうち施行日以後の占用料の額に限り、市長は、職権によりこれを変更することができる。この場合において、令和8年度及び令和9年度における占有に係る占用料の額は、前項の規定にかかわらず、流山市占用料条例の一部を改正する条例（令和8年流山市条例第 号）附則第4項の規定を準用して算出した額とする。

議案第 27 号

流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市が管理する道路及び準用河川に係る占用料の額を改定する
ためである。

流山市占用料条例の一部を改正する条例

流山市占用料条例（平成13年流山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の額の欄を次のように改める。

占用料の額	
1本につき1年	2,040円
1本につき1年	3,140円
1本につき1年	4,230円
1本につき1年	1,790円
1本につき1年	2,880円
1本につき1年	3,980円
1本につき1年	180円
長さ1メートルにつき1年	18円
長さ1メートルにつき1年	11円
1個につき1年	1,790円
占用面積1平方メートルにつき1年	1,090円
1個につき1年	3,650円
1個につき1年	1,530円
表示面積1平方メートルにつき1年	8,380円
占用面積1平方メートルにつき1年	3,650円
長さ1メートルにつき1年	77円
長さ1メートルにつき1年	110円
長さ1メートルにつき1年	160円
長さ1メートルにつき1年	220円
長さ1メートルにつき1年	330円
長さ1メートルにつき1年	440円
長さ1メートルにつき1年	770円
長さ1メートルにつき1年	1,090円
長さ1メートルにつき1年	2,190円
占用面積1平方メートルにつき1年	3,650円
占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を 乗じて得た額

占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 0 6 を乗じて得た額
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 0 7 を乗じて得た額
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	4, 1 9 0 円
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 5 1 0 円
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 6 5 0 円
占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	2 3 円
占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	7 0 0 円
表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	7 0 0 円
表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	8, 3 8 0 円
1 本につき 1 年	2, 3 4 0 円
1 本につき 1 日	2 3 円
1 本につき 1 月	7 0 0 円
その面積 1 平方メートルにつき 1 日	2 3 円
その面積 1 平方メートルにつき 1 月	7 0 0 円
1 基につき 1 月	6, 9 8 0 円
1 基につき 1 月	3, 4 9 0 円
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 6 5 0 円
占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	7 0 0 円
占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 0 0 円
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 1 0 を乗じて得た額
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 0 7 を乗じて得た額
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 1 0 を乗じて得た額
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 2 2 を乗じて得た額
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 3 1 を乗じて得た額
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 2 5 を乗じて得た額

乗じて得た額
1本につき1年 2,040円
1本につき1年 3,140円
1本につき1年 4,230円
1本につき1年 1,790円
1本につき1年 2,880円
1本につき1年 3,980円
1本につき1年 180円
占用面積1平方メートルにつき1年 3,650円
長さ1メートルにつき1年 77円
長さ1メートルにつき1年 110円
長さ1メートルにつき1年 160円
長さ1メートルにつき1年 220円
長さ1メートルにつき1年 330円
長さ1メートルにつき1年 440円
長さ1メートルにつき1年 770円
長さ1メートルにつき1年 1,090円
長さ1メートルにつき1年 2,190円
占用面積1平方メートルにつき1年 380円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市占用料条例別表の規定は、この条例の施行日以後の道路及び準用河川の占用に係る占用料について適用し、同日前の道路及び準用河川の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前においてなされた道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項又は河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による許可を受けている者が施行日以後も当該許可により引き続き占用を行うものの当該許可の内容のうち施行日以後の占

用に係る占用料の額に限り、市長は、職権によりこれを変更することができる。

(占用料の額に係る激変緩和措置)

- 4 前項の規定を適用する場合において、令和8年度及び令和9年度における占用(次の表に掲げる占用物件に係る占用に限る。)に係る占用料の額は、附則第2項の規定にかかわらず、それぞれ次の表の占用料の額の欄に掲げる額により算出した額とする。

	占用物件	単位	占用料の額	
			令和8年度	令和9年度
道路 法第 32 条第 1項 第1 号に 掲げ る工 作物	第1種電柱	1本につき1年	1,460円	1,750円
	第2種電柱	1本につき1年	2,250円	2,690円
	第3種電柱	1本につき1年	3,040円	3,630円
	第1種電話柱	1本につき1年	1,290円	1,540円
	第2種電話柱	1本につき1年	2,080円	2,480円
	第3種電話柱	1本につき1年	2,870円	3,420円
	その他の柱類	1本につき1年	120円	150円
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル につき1年	13円	15円
	地下に設ける電線そ の他の線類	長さ1メートル につき1年	7円	9円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,230円	1,510円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	780円	930円
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	2,510円	3,080円
	郵便差出箱及び信書 便差出箱	1個につき1年	1,050円	1,290円
広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	6,640円	7,510円	

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 510 円	3, 080 円
道路法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	55 円	66 円
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	78 円	94 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	110 円	130 円
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	150 円	180 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	230 円	280 円
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	310 円	370 円
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	550 円	660 円
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	780 円	930 円
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1, 570 円	1, 880 円
道路法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 510 円	3, 080 円
道路	上空に設ける通路	占用面積 1 平方	3, 320 円	3, 750 円

法第32条第1項第5号に掲げる施設		メートルにつき 1年		
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,990円	2,250円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	2,510円	3,080円
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア） 一チであるものを除く。）	その他のもの 表示面積1平方メートルにつき 1年	6,640円	7,510円
	標識	1本につき1年	1,810円	2,070円
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき 1年	2,620円	3,130円
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき 1月	200円	250円
河川法第32条第1項の規定に	第1種電柱	1本につき1年	1,460円	1,750円
	第2種電柱	1本につき1年	2,250円	2,690円
	第3種電柱	1本につき1年	3,040円	3,630円
	第1種電話柱	1本につき1年	1,290円	1,540円
	第2種電話柱	1本につき1年	2,080円	2,480円
	第3種電話柱	1本につき1年	2,870円	3,420円
	その他の柱類	1本につき1年	120円	150円

よる 占用 物件 (土 地占 用)	塔類		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	2, 5 1 0 円	3, 0 8 0 円
	諸管の架 空又は埋 設	外 径 が 0. 0 7 米 ー ト ル 未 満 の も の	長さ 1 メートル につき 1 年	5 5 円	6 6 円
		外 径 が 0. 0 7 米 ー ト ル 以 上 0. 1 米 ー ト ル 未 満 の も の	長さ 1 メートル につき 1 年	7 8 円	9 4 円
		外 径 が 0. 1 米 ー ト ル 以 上 0. 1 5 米 ー ト ル 未 満 の も の	長さ 1 メートル につき 1 年	1 1 0 円	1 3 0 円
		外 径 が 0. 1 5 米 ー ト ル 以 上 0. 2 米 ー ト ル 未 満 の も の	長さ 1 メートル につき 1 年	1 5 0 円	1 8 0 円
		外 径 が 0. 2 米 ー ト ル 以 上 0. 3 米 ー ト ル 未 満 の も の	長さ 1 メートル につき 1 年	2 3 0 円	2 8 0 円
		外 径 が	長さ 1 メートル	3 1 0 円	3 7 0 円

	0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	につき1年		
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満	長さ1メートル につき1年	550円	660円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	780円	930円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル につき1年	1,570円	1,880円
その他のもの		占有面積1平方 メートルにつき 1年	260円	320円

議案第 28 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めるほか、所要の改正を行うためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第12号まで、第14号及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 29 号

東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定
の変更について

市は、令和5年流山市議会第2回定例会で議決を経た工事の施行の委託に関する協定を次のとおり変更する。

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

1	委託の目的	東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託
2	変更前の委託の金額	1,331,800,000円
3	変更後の委託の金額	1,233,036,000円
4	変更による減額	98,764,000円
5	委託の相手方	東京都墨田区押上一丁目1番2号 東武鉄道株式会社 取締役社長 都筑 豊

参考資料

東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の 変更概要

1 工事場所 流山市西初石3丁目101番3の一部ほか

2 委託工事の内容

(1) 規模及び構造

- ・鉄骨造
- ・延べ床面積 約605平方メートル

(2) 工事概要

- ・自由通路設置（幅員約5.4メートル）
- ・エレベーター設置（2基）

3 設 計 東京都墨田区押上一丁目1番2号
東武鉄道株式会社

4 変更の内容

(1) 概要

建築資機材費や労務価格の上昇を見込んでいたが想定を下回ったこと、請負差金が生じたこと、可能な限り夜間工事を昼間工事に変更したこと等に伴い、工事費の減額を行う。

(2) 委託費の減額

変更前の金額	1,331,800,000円
変更後の金額	1,233,036,000円
変更による減額	98,764,000円

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月19日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 選挙管理委員会事務局の職員が、公務のため市役所駐車場において公用車を駐車しようとして後退したところ、当該公用車に続いて当該駐車場に進入し、当該公用車の駐車を待つために停止していた相手方車両と接触し、右前方部を損傷させたことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和7年7月21日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台1丁目1番地の1
(流山市役所第一庁舎西側駐車場内) |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県市原市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和7年11月19日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 151,910円 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市立中学校の部活動中に発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月9日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立南部中学校において、同校野球部の活動中に、当該野球部の部員が打ったボールが防球ネットの破損箇所を通過し、同校敷地内の駐車場に駐車していた相手方車両の後方下部に当たり、当該相手方車両を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和7年7月5日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市加三丁目600番地の1
(流山市立南部中学校駐車場内) |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県我孫子市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和7年12月9日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 230,971円 |

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 流山市生涯学習センターで発生した物損事故に係る和解について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 相手方が運転する車両が、流山市生涯学習センターに接する道路上で方向転換をしたところ、同センターの外構フェンスに接触し、当該フェンスを破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和7年8月18日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市中110番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和8年1月26日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 市の損害額の全額を相手方が負担する。 |
| 8 | 和 解 金 額 | 180,000円 |

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 流山市おおたかの森ホールで発生した物損事故に係る和解について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月27日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 相手方の従業員が運転する車両が、流山市おおたかの森ホールロータリー付近にある柱に接触し、当該柱を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和7年10月22日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市おおたかの森北一丁目2番地の1
(流山市おおたかの森ホール敷地内) |
| 4 | 相 手 方 | 静岡県焼津市中港二丁目5番13号
株式会社いちまる |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和8年1月27日 |
| 7 | 和解の要旨 | 市の損害額の全額を相手方が負担する。 |
| 8 | 和解金額 | 133,722円 |

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 旅券の紛失届及び発給申請の事務における誤案内による事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月25日

流山市長 井 崎 義 治

記

1 事 件 の 概 要

旅券事務において、紛失届と同時に旅券の発給申請を行った相手方（次項第2号の相手方を除く。）に対して、当該旅券事務の窓口業務を受託している事業者（以下「受託事業者」という。）が、紛失届に係る案内を誤り、旅券の交付を滞らせたことにより、相手方の予定していた海外渡航に支障を生じさせたもの

2 和 解 の 相 手 方

- (1) 旅券の発給の申請者
- (2) 前号の申請者の海外渡航同行者

3 発 生 年 月 日

令和7年9月12日

4 和 解 成 立 年 月 日

令和7年12月25日

5 和 解 の 要 旨

- (1) 市は、相手方に対し、和解金として50万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前号の金員を、和解成立年月日から30日以内に、相手方が指定する口座に、市の和解金に係る債務を代位履行する受託事業者が振り込む方法により支払う。振込手数料は受託事業者の負担とする。
- (3) 市及び相手方は、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 相手方は、市その他全ての関係者に対し、今後名目の如何にかか

ならず、金銭等の請求及び一切の異議申立てを行わないものとする。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月25日

流山市長 井 崎 義 治

記

1 事 件 の 概 要

旅券事務において、当該旅券事務の窓口業務の受託事業者である相手方が、紛失届と同時に旅券の発給申請を行った者に対して、紛失届に係る案内を誤り、旅券の交付を滞らせたことにより、当該者及び当該者の予定していた海外渡航の同行者（以下「申請者ら」という。）の当該海外渡航に支障を生じさせたもの

2 和 解 の 相 手 方

株式会社ディー・エス・ケイ

3 発 生 年 月 日

令和7年9月12日

4 和 解 成 立 年 月 日

令和7年12月25日

5 和 解 の 要 旨

- (1) 相手方は、市が申請者らに対し、和解金として50万円（以下「本和解金」という。）の支払債務を負ったことに関し、市が相手方に対して同金額の損害賠償請求権を有することを認める。
- (2) 市及び相手方は、相手方が申請者らに対し、本和解金を市に代位して支払うことで、相手方の市に対する前号の賠償責任の履行に充てることを相互に確認する。
- (3) 相手方は、本和解金を、市と申請者らが別途締結する和解書の締結後30日以内に、申請者らが指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
- (4) 市及び相手方は、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し、

何らの債権債務のないことを相互に確認する。

- (5) 市及び相手方は、本件に係る全ての関係者に対し、今後名目の如何にかかわらず、金銭等の請求及び一切の異議申し立てを行わないものとする。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する街路樹により発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月5日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する街路樹の枝が、枯死により折れて落下した際に、走行していた相手方車両と接触し、ボンネット及びフェンダーを損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和7年8月2日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市南流山4丁目9番2地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和7年12月5日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 420,711円 |

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 斜面樹林保全協定により、市が保全措置を講じる敷地内の竹が倒れたことにより発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月28日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 斜面樹林保全協定により市が保全措置を講じる敷地内の竹が、劣化が原因で倒れ、当該敷地に隣接する駐車場に駐車していた相手方（物損被害者）車両のルーフを損傷させたことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和7年9月1日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西深井422番1 |
| 4 | 相 手 方 | （1）物損被害者 千葉県船橋市在住者
（2）土地所有者 流山工業団地協同組合 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和8年1月28日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方（物損被害者）の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 370,843円 |

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する道路上で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月29日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上において、相手方車両が歩車道境界ブロック上を走行したところ、当該歩車道境界ブロックが外れ、当該相手方車両に接触し、消音器を破損させたことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和7年6月23日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台4丁目35番2地先
（市道54023号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和8年1月29日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 45,056円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月29日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上を、相手方が歩行していたところ、側溝に蓋をかけていない箇所があったことにより、当該相手方が当該側溝に落ちたことによる人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和7年10月18日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大畔275番5地先
（市道218号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和8年1月29日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 13,760円 |